

# 保育料の算定方法について（お知らせ）

## 1. 保育料の算定方法

- 保育料は、児童を養育している父母等の市民税所得割額と保育園等の利用時間（標準時間/短時間）によって、0円（無料）から51,200円の範囲で決定します。
- 一方で、多子世帯など、一定の要件を満たす世帯に関しては、減免の措置があります。詳しくは、別添資料をご確認ください。
- なお、3歳児（年少）以上の保育料は無料となります。ただし、無料の対象は保育料（保育にかかる費用）で、副食費（給食代）や行事にかかる費用などは、保護者の実費負担となります。

（注意）保育料とは別に、施設により教材費等の実費負担が必要な場合がありますので、事前に施設へご確認ください。

## 2. 保育料の納付先・納付方法

利用施設	納付先	納付方法
<ul style="list-style-type: none"><li>• 公立園</li><li>• 聖ルカ乳児保育園</li><li>• チューリップ保育園</li><li>• やまなみ保育園</li></ul>	小浜市	原則 口座振替
<ul style="list-style-type: none"><li>• 認定こども園そらのとりこども園</li><li>• 認定こども園聖ルカ幼稚園</li><li>• はましんわくわくステーション</li><li>• バンビーナ</li></ul>	各施設	各施設が定める方法で納付

（裏面もご確認ください。）

### 3. 保育料の切り替え

- 保育料は、毎年4月と9月の年2回切り替えを行っています。  
（4月は年齢変更による決定、9月は税額年度の変更による決定です。）
- なお、4月～8月分は前年度の税額を基に、9月～3月分は当年度の税額を基に算定します。

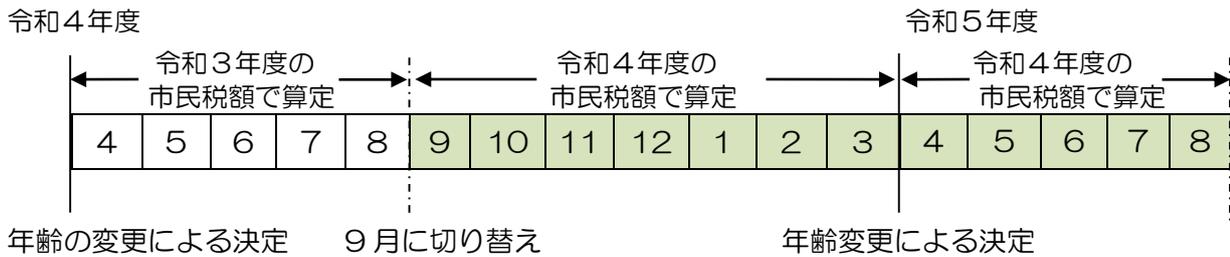
《令和4年度の保育料のイメージ》

※令和4年4月～令和4年8月分の保育料

令和3年度（令和2年1月～令和2年12月の所得）の市民税額を基に算定

※令和4年9月～令和5年3月分の保育料

令和4年度（令和3年1月～令和3年12月の所得）の市民税額を基に算定



【お問い合わせ】 小浜市 子ども未来課 ☎0770-64-6013（直通）